

香芝市告示第 22 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、香芝市道路線の  
供用を開始する。

その関係図面は、香芝市都市創造部公園道路管理課において告示の日から 30 日間一般の  
縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 1 日

香芝市長 福 岡 憲 宏

記

- |            |       |   |     |
|------------|-------|---|-----|
| 1. 路       | 線     | 名 | 別 紙 |
| 2. 供 用 開 始 | の 区 間 |   | 別 紙 |
| 3. 供 用 開 始 | の 期 日 |   | 別 紙 |